

## **[事案 2021-173] 損害賠償請求**

・令和4年8月15日 裁定打切り

※本事案の申立人は、法人で[事案 2021-174]の申立人と同一人である。

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足により契約内容を誤信したことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成25年1月に契約した定期保険について、以下等の理由により、既払込保険料相当額および遅延損害金を支払ってほしい。

- (1)募集人は、解約の年に、解約返戻金と同額以上の経費が生じるのであれば、税負担が圧縮され、経済的利益があるという説明を行ったが、解約返戻金が既払込保険料を下回ることや、本契約に加入することの利害得失について具体的な説明をしなかった。
- (2)解約返戻金に対して、不可避免的に法人税が発生するにもかかわらず、あたかも解約返戻金が課税の対象とならないかのような前提で、実質返戻率を計算し、口頭での説明は一切しないという勧誘の方法は、不適切である。
- (3)本契約は、実質的には保険料の負担がなく経済的な損失が生じないまま、法人の利益の繰延べができる内容と誤信したが、実際は、既払込保険料を超える経済的利益を得られるどころか、経済的ないしキャッシュ・フローの観点からは損失しか生じ得ないものであった。
- (4)2,000万円程度の保険料を希望したところ、募集人は、400万円を超える保険料については、法人代表者（以下「代表者」）の母を被保険者とする保険契約を締結する必要があると述べたが、保険会社を分ければ、保険料が安価でかつ、代表者のみを被保険者とする保険契約を締結することが可能であった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、支払保険料は損金とすることができ、課税の繰り延べという効果を楽しむことができるが、解約返戻金については益金計上される旨や、設計書を用いて、加入後の経過年数に応じた支払保険料および解約返戻金の実額や単純返戻率等の推移を説明した。
- (2)支払済保険料に、法人の実効税率を乗じた金額を控除した実質負担額で解約返戻金の金額を除いた金額が実質返戻率である旨を説明しており、実質返戻率の実現を保証・確約するような説明は一切行っていない。また、解約返戻金を受領する期において、実際の税務上の処理・帰結等については税理士等の税務専門家に相談する必要がある旨を説明している。
- (3)募集人は、代表者に対し、税務処理に関する注意事項が明記された「生命保険契約における支払保険料の税務処理に関する確認書」を交付して、その内容を説明し、記名押印を得ている。
- (4)代表者だけの契約で保険料2,000万円とするためには、保険金額が巨額となり、審査に時間を要することから、代表者の希望には沿えなかった。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するた

め、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本契約が複数事業年度を通算した場合の税負担の合計額それ自体が、低減される効果を生じさせる可能性があるか否かについて、その判断の前提として、租税、会計に関する専門的知見を有する専門家による意見書の作成や当該専門家に対する証人尋問等が必要になるものと思われる。
- (2) したがって、本件の適正な解決は、裁判外紛争解決機関である当審査会がよくなし得るところではなく、裁判所の訴訟手続においてなされるべきである。